別紙

分権型協働都市の実現に向けて

～地域のまちづくりは地域が主体となって～

仕　組　み　づ　く　り

まちづくり担い手の支援

○地域ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会運営助成金
○地域ｺﾐｭﾆﾃｨ協議会事業補助金
○地域活動費補助金　　等

○自治会等事務委託料
○防犯灯補助金
○集会所建設等補助金　　等

○市民公益活動補助金
○市民活動支援センター運営運営
○NPO 認証事務　　等

市民と行政との協働によるまちづくり

まちづくりの担い手

地域コミュニティ協議会

【考え方】
面識があり，心を通わせることができる範囲　⇒　基本的に小学校単位

【役割】
① 校区内におけるまちづくりの推進
② 校区住民の地域課題解決のための自立的な活動
③ 区域内にある公共施設等の維持管理

- 自治会・町内会
- ＰＴＡ
- 青少年育成協議会
- 民生児童委員
- 老人クラブ
- ＮＰＯ
- 市民団体
- 公共的団体

協　働

参　画

〈コンセプト〉
地域社会が抱えている多種多様な課題の複合性に対応するため

区民に身近なまちづくり・地域課題解決等について連携

区自治協議会

【考え方】
① 区民等の参画を通じて，多様な意見を調整し，そのとりまとめを行い，区民等と市との協働の要となるよう努める（条例§7①）
② 区のまちづくり全体のコーディネーター
③ 運営上，従来ある地域組織や各種団体の存在，活動内容を積極的に肯定し，かつ，それを前提とした相互の連携を図る必要がある

連携

市長・区長

- 身近な市民サービスの提供
- 区の特色を活かしたまちづくり
- 地域の安心・安全の確保